

ティチーノ州にお住まいの皆様

平成28年1月11日  
在ジュネーブ領事事務所

### ティチーノ州における領事出張サービスのお知らせ

下記のとおり、ティチーノ州にお住まいの皆様を対象とした領事出張サービスを実施いたします。  
下記の手続(①在留届を除く。)をご希望の方は、必要書類等をお知らせいたしますので、必ず事前に(③旅券及び④証明については2月12日(金)までに)当事務所までご連絡下さい。

#### 記

日時 : 2016年3月11日(金) 14:00~17:00  
会場 : HOTEL FEDERALE LUGANO  
Via Paolo Regazzoni 8  
CH6900 Lugano  
Tel:091 910 08 08

#### 領事事務受付内容

- ①在留届: 在留届提出の受付
- ②選 挙: 在外選挙人名簿登録申請の受付  
※海外での居住が3か月未満の方でも登録申請ができます。
- ③旅 券: 現旅券の残存有効期間が1年未満の場合の切替発給、IC旅券への切替発給及び出生した子への新規発給  
※ご希望の方は、事前に申請書等をご提出いただく必要がありますので、**2月12日(金)までに必ず当事務所までご連絡下さい** (6か月以内に発行された戸籍謄(抄)本が必要になる場合がございます。)  
また、当日も旅券に関する申請(新規・切替・訂正)を受け付けますが、**当日受付分につきましては、後日、当事務所にてお渡しすることになりますので、予めご了承下さい。**
- ④証 明: 在留証明, 署名証明, 翻訳証明, 運転免許証の仏語訳  
戸籍謄本に基づく出生, 婚姻証明等の受付  
※ご希望の方は、事前に申請書等をご提出いただく必要がありますので、**2月12日(金)までに必ず当事務所までご連絡下さい。**
- ⑤戸 籍: 出生, 婚姻等戸籍関係届の受付
- ⑥国 籍: 国籍選択届等の受付

その他、当領事事務所に対するご意見・ご要望等ございましたら、この機会にお気軽にお問い合わせ下さい。

■ 在ジュネーブ領事事務所 ■  
CONSULAT DU JAPON  
GENÈVE  
82 RUE DE LAUSANNE  
1202 GENEVE / SUISSE  
TEL:022-716-99-00 FAX:022-716-99-01